

福井県会計年度任用職員（パートタイム）募集のお知らせ

福 井 県 総 務 部 人 事 課

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0240

FAX 0776-20-0626

受付期間	随時
面接試験日	受験者に別途連絡
採用予定日	令和4年5月中旬

1 募集概要

採用予定日	令和4年5月中旬から随時		
任用期間	採用日から2か月間 ※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、延長する可能性があります。		
職種	会計年度任用職員（パートタイム）		
業務内容	新型コロナウイルス感染症対応に関する業務		
	勤務場所	採用予定人員	業務内容
①	福井県庁地下1階 正庁 (福井市大手3-17-1)	7名	・新型コロナウイルス感染者の台帳作成 (Microsoftエクセルによる入力業務)
②	福井県庁10階 陽性者・接触者サポートセンター (福井市大手3-17-1)	9名	・新型コロナウイルス感染者や接触者に対する電話での 健康観察
③	福井県庁地下1階 正庁 (福井市大手3-17-1)	4名	・新型コロナウイルス感染者のうち、軽症者を乗せた普 通乗用自動車を運転し、病院まで搬送（搬送に関する電 話連絡を含む） ※搬送車は、運転席と軽症者席を隔離しており、業務中に 軽症者と接触することはありません。

2 受験資格

○地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

○その他

- (1) ①台帳作成業務については、エクセル等パソコンの基本操作ができる者
- (2) ③感染者搬送業務については、普通自動車運転免許（AT限定可）を有する者

3 試験の方法

受験者の人柄、性格等を見るために、個別面接を行います。
面接試験の日時・場所等は、受験者に別途連絡します。

4 合格者の発表

受験者全員に可否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

5 受験手続

申込方法	「 <u>福井県会計年度任用職員（パートタイム）採用試験申込書</u> 」に必要な事項を記入の上、提出（持参または郵送）してください。 ※申込書は福井県総務部人事課のホームページからダウンロードしてください。 ※③感染者搬送業務に申し込む方は、 <u>運転免許証のコピー</u> を添付してください。
受験申込先	〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号 福井県総務部人事課行政改革グループ（福井県庁7階）
受付期間	随時 ※申込書を持参する場合、受付は午前8時30分から午後5時15分まで （ただし、土、日、祝休日は除く。）
注意事項	郵便により申し込む場合は、必ず書留郵便により行うものとします。

6 勤務条件

勤務日	・月17日（土、日、祝休日を含む。勤務日は県が指定する。） ・勤務日以外が休日となります。（原則、1週間あたり2日以上）
勤務時間	①台帳作成業務 ※(ア)(イ)のいずれか（面接時に確認） （ア）8時30分から17時まで〈休憩時間：12時～13時〉 （イ）13時から21時まで〈休憩時間：16時半～17時半〉 ②サポートセンター電話対応業務 ③感染者搬送等業務 ・8時30分から17時まで〈休憩時間：12時～13時〉 ※原則、所定労働時間を超える労働はありません。
報酬	・日額6,800円
休暇	・年次有給休暇：なし ※雇用期間が延長された場合、所定日数が付与されます。 ・特別休暇：忌引休暇(有給)など
留意事項	・通勤費を別途支給します。 ・原則、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。 （法改正に伴い、健康保険、厚生年金加入者は、令和4年10月より地方公務員共済組合員となり、短期給付・福祉事業が適用されます。） ・勤務場所により、公務災害補償を適用します。 ・地方公務員法上の服務規定等が適用されます。 （秘密を守る義務、職務に専念する義務など） ・報酬については、給与改定等により額が変更となる場合があります。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、福井県個人情報保護条例第24条第1項の規定により、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者（本人）	総合得点および総合順位	合否通知の到達日から1か月	福井県総務部 人事課

○口頭による開示請求の手続き

開示請求する場合は、以下のいずれかの書類を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に、請求者本人（代理人は認めません。）が、直接福井県総務部人事課へお越しください。ただし、土曜日、日曜日および祝休日は受付していません。

- ①運転免許証
- ②日本国旅券（パスポート）
- ③各種健康保険の被保険者証
- ④各種年金手帳等
- ⑤個人番号カード（マイナンバー）